

# 盛土規制法の手引き

令和8年4月  
大田区

# 目次

1. 手続きの流れ	1
(1) 土地の形質変更に関する工事の手続きの流れ	1
(2) 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ	2
2. 標準処理期間	3
3. 許可申請等の手続き	4
(1) 事前相談	4
(2) 土地の形質変更に関する工事の必要書類等	5
(3) 土石の堆積に関する工事の必要書類等	10
(4) 工事着手時の手続き	14
(5) 中間検査の手続き	15
(6) 完了検査の手続き	15
(7) 定期報告の手続き	15
(8) 変更等の手続き	16
(9) 工事の廃止等の手続き	17
4. 申請手数料	18
(1) 土地の形質変更の申請手数料	18
(2) 土石の堆積の申請手数料	19
(3) その他の申請手数料	19
5. その他の手続き	20
(1) 規制区域指定の際の工事の届出	20
(2) 擁壁等を除却する工事の届出	22
(3) 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	22
(4) 適合書証明書の交付申請	23
6. 様式集	24

## [凡例]

本手引きにおいて、次の略称を用いる。

法・・・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

政令・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）

省令・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）

条例・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）

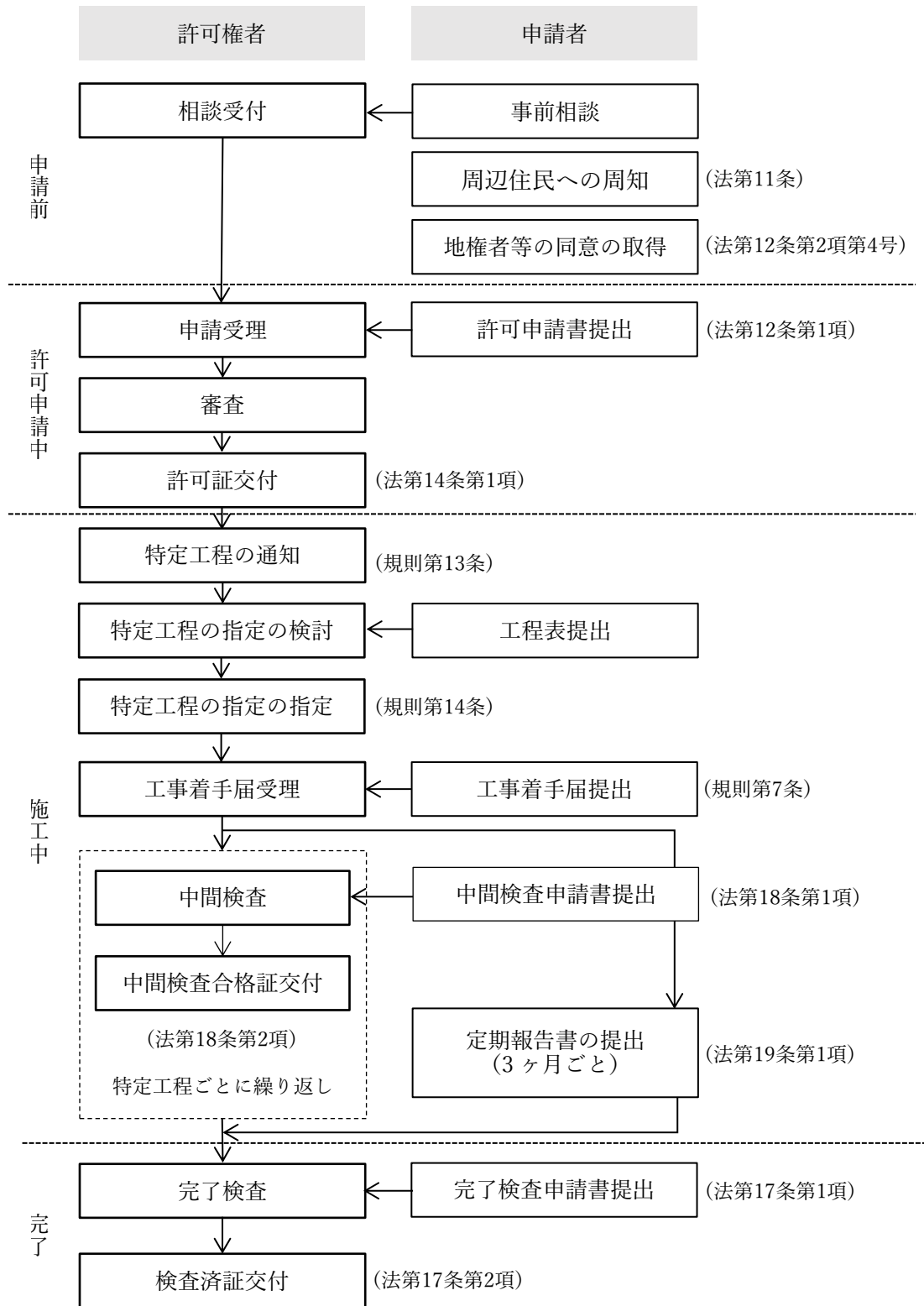
細則・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和6年東京規則第81号）

規則・・・大田区宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（令和6年規則95号）

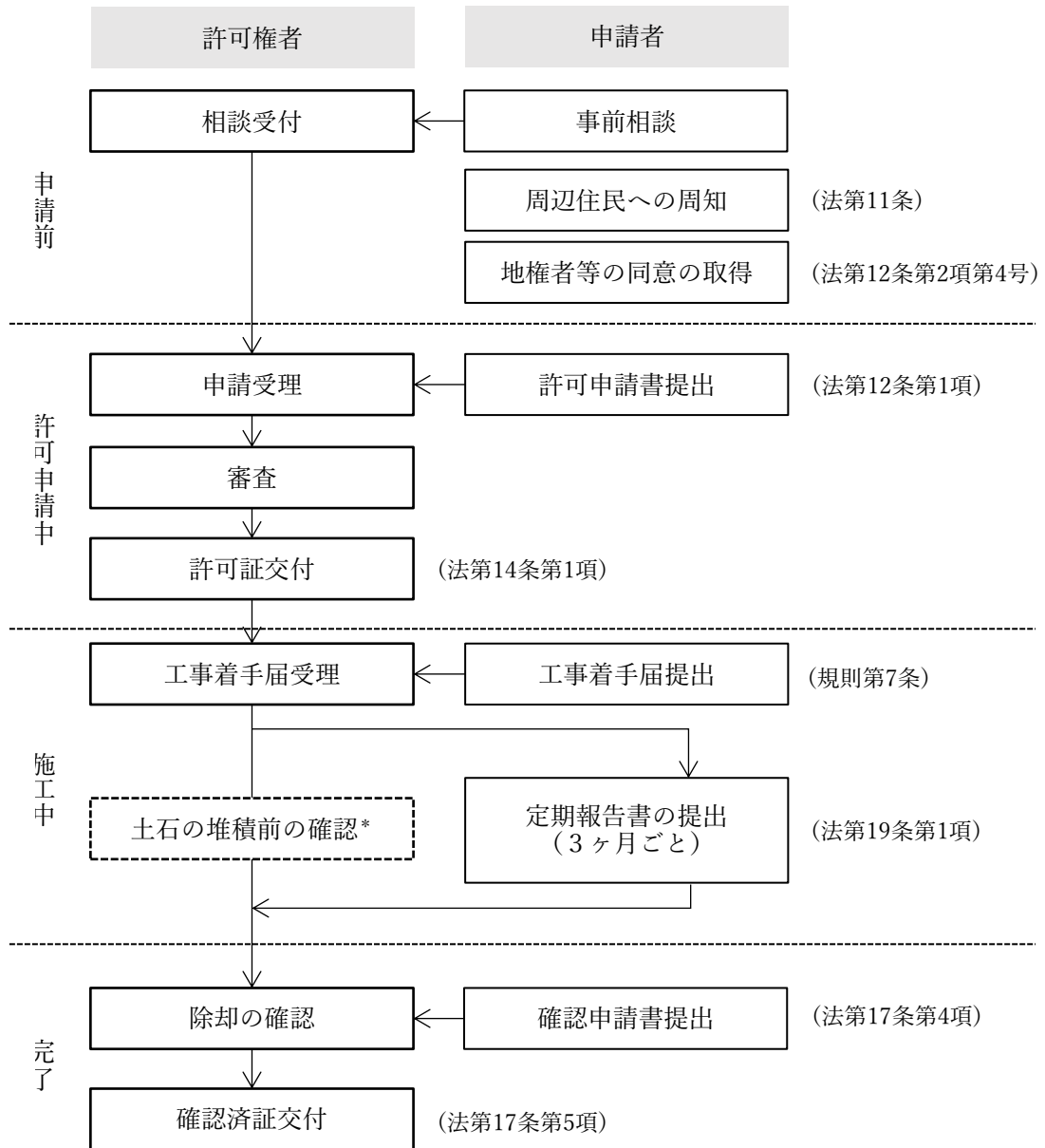
# 1. 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事及び土石の堆積に関する工事の手続の流れを示します。  
許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

## (1) 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ



(2) 土石の堆積に関する工事の手続の流れ



\* 土石の堆積前に、災害防止措置状況の確認を許可条件とする場合があります。

## 2. 標準処理期間

事務		標準処理期間(日)
土地の形質変更	工事の許可	30
	工事の変更の許可	30
	工事の完了検査	20
	工事の中間検査	8
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	20
法第12条第1項又は第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付		5
盛土規制法調書の写しの交付		1

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

### 3. 許可申請等の手続き

#### (1) 事前相談

許可申請に先立ち、事前の相談を受け付けております。手続きにあたっては以下の資料を提出してください。

#### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	事前相談票	①計画内容の概要 ②相談内容	①書式は区所定の様式を使用すること (P63 参照)	—
2	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番、住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000 以上
3	公図の写し	①取得年月日	①計画地及び隣接地を含むものとする ②計画地を着色等により明示すること	原本と同 程度
4	登記簿謄本	①計画地の土地に関するもの ②計画地に隣接する敷地に関するもの	①登記簿に記載されていない権利（賃借権等）がある場合は、報告すること	—
5	現況図・地形図	①区域の境界（区域の辺長） ②地形・地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③既存建築物・工作物の位置及び形状 ④方位	①等高線は、2mの標高差を示すものとする ②既存擁壁等の安全性について記載すること	1/2,500 以上
6	土地利用計画図（案）	①区域の境界（区域の辺長） ②地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③予定建築物の位置及び形状 ④法面、擁壁等の位置及び形状 ⑤排水施設の位置及び形状 ⑥方位	①造成計画高さ及び現況地盤高さを併記すること ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ 1.0m を超える範囲を明示すること（盛土又は切土する土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超える場合、高さ 30 cm を超える範囲を明示すること） ③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること ④断面図を作成した箇所には断面線及び付番をし、断面図と照合できること	1/1,000 以上
7	土地の断面図（案）	①区域の境界 ②盛土又は切土をする前後の地盤面 ③現況地盤高さ ④造成計画高さ ⑤法面、擁壁等の位置及び形状	①高低差の著しい箇所及び断面が複雑な箇所について作成すること ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ 1.0m を超える範囲を明示すること ③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること	1/1,000 以上
8	求積図	①区域全体の求積図 ②盛土及び切土をする土地の部分の求積図	①切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色すること ②盛土又は切土する土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超える場合、高さ 30 cm を超える範囲の求積も合わせて明示すること	—

\* その他、相談内容に応じて必要となる資料を添付してください。

## (2) 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類等は以下に示します。

### 1) 添付書類[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考
1	許可申請書 (協議申出書)		①省令別記第2号様式を使用すること (P25 参照) (規則別記第4号様式を使用すること (P49 参照)) ②住居表示を ( ) で記入すること
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)
3	申請者確認書類	(申請者が個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類  (申請者が法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類) は、印鑑証明書、住民票の写し、個人番号カード (表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれかとする ②役員の氏名及び住所を証する書類は、上記①と同様の書類とする ③申請日に有効なもの
4	公図の写し	①取得年月日	①計画地及び隣接地を含むものとする ②計画地を着色等により明示すること ③3カ月以内のもの
5	登記簿謄本	①計画地に関するもの ②隣接地に関するもの (同意が必要となる場合のみ)	①土地の登記簿謄本 ②建築物等の登記簿謄本 (必要に応じて) ③申請時点の登記簿謄本であること ④3カ月以内のもの
6	権利関係者一覧表	①同意が必要とする権利者	①権利関係者一覧は区所定の様式を使用してよい (P66 参照)
7	権利者の同意を証する書類	①土地の所有者 ②土地の所有者以外の権利者 (地上権、質権、賃借権等) ③建築物等の所有者 ④建築物等の所有者以外の権利者 (地上権、質権、賃借権等)	①規則別記第3号様式を使用すること (P48 参照)
8	同意者の本人確認書類	「3 申請者確認書類」と同等のもの	「3 申請者確認書類」と同等のもの
9	資金計画書		①省令別記第3号様式を使用すること (P27 参照)

10	申請者の資力・信用確認書類	(申請者が個人の場合) ①暴力団等に該当しないことの誓約書 ②住民票の写し ③納税証明書 ④残高証明又は融資証明	①誓約書は区所定の様式を使用すること (P67 参照) ②納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人住民税の証明書を添付すること
		(申請者が法人の場合) ①暴力団等に該当しないことの誓約書 ②登記全部事項証明書 ③財務諸表 ④事業経歴書 ⑤納税証明書 ⑥残高証明又は融資証明	
11	施行者の能力を証する書類	①法人の登記証明書 (登記簿謄本) ②事業経歴書 ③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ④工事を指導・監督する技術者の経歴書 ⑤当該工事に係る契約書の写し	①必要書類は、工事施行者により異なるため、審査基準を参照すること ②事業経歴書は区所定の様式を使用してよい (P65 参照)
12	設計者の資格を証する書類	①卒業証明書 ②大学院に1年以上在学したことの証明書 ③宅地造成技術講習会修了証書 ④実務経験証明書 ⑤資格証明書 (技術士又は一級建築士)	①高さが5mを超える擁壁の設置する場合または盛土又は切土をする土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置を措置する場合は添付すること ②必要書類は設計者により異なるため、審査基準を参照すること ③実務経験証明書は区所定の様式を使用してよい (P64 参照)
13	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	①周知措置報告書 ②周知した内容に関する資料	①規則別記第1号様式を使用すること (P46 参照) ②周知した内容に関する資料は、説明会の資料、配布した書面、現場への掲示状況を明らかにする写真、掲載したHPのアドレス等を添付すること
14	現況写真	①盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	

2) 添付図面[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000以上
2	現況図・地形図	①区域の境界（区域の辺長） ②地形・地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③既存建築物・工作物の位置及び形状 ④方位	①等高線は、2mの標高差を示すものとする ②既存擁壁等の安全性について記載すること	1/2,500以上
3	土地利用計画図	①区域の境界（区域の辺長） ②地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③予定建築物の位置及び形状 ④法面、擁壁等の位置及び形状 ⑤排水施設の位置及び形状 ⑥方位 ⑦既存建築物・工作物の位置及び形状	①造成計画高さ及び現況地盤高さを併記すること ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1.0mを超える範囲を明示すること（盛土又は切土する土地の面積が500㎡を超える場合、高さ30cmを超える範囲を明示すること） ③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること ④擁壁、崖面法第防止施設又は排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること ⑤断面図を作成した箇所には断面線及び付番をし、断面図と照合できること	1/1,000以上
4	土地の断面図	①区域の境界 ②盛土又は切土をする前後の地盤面 ③現況地盤高さ ④造成計画高さ ⑤法面、擁壁等の位置及び形状 ⑥地盤面の勾配 ⑦既存建築物・工作物の位置及び形状	①高低差の著しい箇所及び断面が複雑な箇所について作成すること ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1.0mを超える範囲を明示すること ③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること	1/1,000以上
5	がけの断面図	①がけの高さ ②がけの勾配及び土質 ③現況地盤高さ ④造成計画高さ ⑤がけ面の保護の方法	①切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1.0mを超える範囲を明示すること ②擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項を示すことを要しない	1/50以上

6	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁の寸法、勾配</li> <li>②擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>③裏込めコンクリートの寸法</li> <li>④透水層の位置及び寸法</li> <li>⑤擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>⑥基礎地盤の土質</li> <li>⑦背面地盤の土質</li> <li>⑧擁壁の構造</li> <li>⑨擁壁の配筋図</li> <li>⑩水抜き穴の位置</li> <li>⑪敷地又は道路の境界と擁壁の間隔</li> <li>⑫擁壁の設計条件</li> <li>⑬基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> <li>⑭山留の位置及び形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁の種類ごとに作成すること</li> <li>②国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用する場合、認定書及びカタログ等の認定内容が分かる資料を添付すること</li> <li>③仮設計画を考慮した計画とすること</li> <li>④隣接地に山留等の仮設を計画する場合は、隣接地所有者等の承諾を得ること</li> </ul>	1/50以上
7	擁壁の背面図・展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁の高さ</li> <li>②根入深さ</li> <li>③擁壁上下部の造成計画高さ</li> <li>④基礎地盤の位置及び土質</li> <li>⑤基礎ぐいの位置</li> <li>⑥伸縮目地の位置</li> <li>⑦水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>⑧透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁の種類が多数の場合は、必要に応じて擁壁配置図を作成すること</li> </ul>	1/50以上
8	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>②崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>③崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>④基礎地盤の土質</li> <li>⑤透水層の位置及び寸法</li> </ul>		1/50以上
9	崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>②水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>③透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水抜き穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること</li> </ul>	1/50以上
10	擁壁の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁の構造計算書</li> <li>②杭・地盤改良計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1mを超える擁壁を設置する場合は、計算書を添付すること</li> <li>②大臣認定擁壁を設置する場合、大臣認定書や仕様書及びカタログ等の使用する工法の資料を添付すること</li> <li>③杭・地盤改良は、認定書や技術審査証明証及びカタログ等の使用する工法の資料を添付すること</li> <li>④杭・地盤改良の配置、仕様、施工管理方法等を図面で示すこと</li> </ul>	—

11	土質の安定計算書	①土質試験に基づく地盤の安定計算書	①土質試験に基づく地盤の安定計算書は、以下の場合に必要 ・長大法（盛土高 10m 超） ・崖面を擁壁で覆わない場合	-
		②土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	②土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書は、以下の場合に必要 ・長大法（盛土高 10m 超） ・谷埋め型大規模盛土造成地 ・腹付け型大規模盛土造成地	
			③その他、必要に応じて計算書を添付すること	
12	地盤調査報告書			-
13	排水施設の計画図	①区域の境界（区域の辺長） ②排水区域の区域界 ③排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐水の位置 ④放流先の名称 ⑤方位		1/500 以上
14	排水計算書		①排水区域毎に作成すること ②排水端末の接続許可の証する書類	-
15	求積図	①区域全体の求積図 ②盛土及び切土をする土地の部分の求積図	①切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色すること ②盛土又は切土する土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超える場合、高さ 30 c m を超える範囲の求積も合わせて明示すること	-
16	盛土規制法調書	①位置図 ②公図の写し ③土地利用計画図 ④調書 ⑤その他必要な図（擁壁等があり、土地利用計画図のみでは表現が不足する場合）	①許可申請時は、A3 サイズを提出すること ②許可書交付時は、原図（和紙）A1 サイズ 1 部及び原図のコピー A1 サイズ 1 部を提出すること ③調書は、区所定の様式を使用すること（P68 参照）	
17	その他区長が必要と認めた書類			

### (3) 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は以下に示します。

#### 1) 添付書類[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考
1	許可申請書 (協議申出書)		①省令別記第4号様式を使用すること (P29 参照) (規則別記第5号様式を使用すること (P51 参照)) ②住居表示を ( ) で記入すること
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)
3	申請者確認書類	(申請者が個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類	①氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類) は、 印鑑証明書、住民票の写し、個人番号カード (表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれかとする こと ②役員の氏名及び住所を証する書類は、上記①と同様の書類とする ③申請時点に有効なもの
		(申請者が法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	
4	公図の写し	①取得年月日	①計画地及び隣接地を含むものとする ②計画地を着色等により明示すること ③3カ月以内のもの
5	登記簿謄本	①計画地に関するもの ②隣接地に関するもの (同意が必要となる場合のみ)	①土地の登記簿謄本 ②建築物等の登記簿謄本 (必要に応じて) ③申請時点の登記簿謄本であること ④3カ月以内のもの
6	権利関係者一覧表	①同意が必要とする権利者	①権利関係者一覧は区所定の様式を使用してよい (P66 参照)
7	権利者の同意を証する書類	①土地の所有者 ②土地の所有者以外の権利者 (地上権、質権、賃借権等) ③建築物等の所有者 ④建築物等の所有者以外の権利者 (地上権、質権、賃借権等)	①規則別記第3号様式を使用すること (P48 参照)
8	同意者の本人確認書類	「3 申請者確認書類」と同等のもの	「3 申請者確認書類」と同等のもの
9	資金計画書		①省令別記第5号様式を使用すること (P31 参照)

10	申請者の資力・信用確認書類	<p>(申請者が個人の場合)</p> <p>①暴力団等に該当しないことの誓約書 ②住民票の写し ③納税証明書 ④残高証明又は融資証明</p> <p>(申請者が法人の場合)</p> <p>①暴力団等に該当しないことの誓約書 ②登記全部事項証明書 ③財務諸表 ④事業経歴書 ⑤納税証明書 ⑥残高証明又は融資証明</p>	<p>①誓約書は区所定の様式を使用すること (P67 参照)</p> <p>②納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人住民税の証明書を添付すること</p>
11	施行者の能力を証する書類	<p>①法人の登記証明書 (登記簿謄本) ②事業経歴書 ③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ④工事を指導・監督する技術者の経歴書 ⑤当該工事に係る契約書の写し</p>	<p>①必要書類は、工事施行者により異なるため、審査基準を参照すること</p> <p>②事業経歴書は区所定の様式を使用してよい (P65 参照)</p>
12	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<p>①周知措置報告書 ②周知した内容に関する資料</p>	<p>①規則別記第 1 号様式を使用すること (P46 参照)</p> <p>②周知した内容に関する資料は、説明会の資料、配布した書面、現場への掲示状況を明らかにする写真、掲載した HP のアドレス等を添付すること</p>
13	現況写真	<p>①土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真</p>	

2) 添付図面[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000以上
2	現況図・地形図	①区域の境界（区域の辺長） ②地形・地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③既存建築物・工作物の位置及び形状 ④方位	①等高線は、2mの標高差を示すものとする ②既存擁壁等の安全性について記載すること	1/2,500以上
3	土地利用計画図	①区域の境界（区域の辺長） ②地盤高さ（区域内・隣接地・道路等） ③作業構台等の位置及び形状 ④空地の位置 ⑤棚等の位置及び形状 ⑥排水施設（側溝等）の位置及び形状 ⑦土砂の流出防止措置 ⑧方位	①土石の堆積高さ及び現況地盤高さを併記すること ②土石の堆積部分は赤色に着色し、高さ1.0mを超える範囲を明示すること ③空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること ④断面図を作成した箇所には断面線及び付番をし、断面図と照合できること	1/500以上
4	土地の断面図	①区域の境界 ②土石の堆積する前後の地盤面 ③現況地盤高さ ④土石の堆積高さ ⑤空地の位置 ⑥棚等の位置及び形状 ⑦排水施設（側溝等）の位置及び形状 ⑧土砂の流出防止措置 ⑨地盤面の勾配	①高低差の著しい箇所及び断面が複雑な箇所について作成すること ②土石の堆積部分は赤色に着色し、高さ1.0mを超える範囲を明示すること	1/500以上
5	土石の崩壊防止措置の設計書	①構台等の設計書 ②周辺の安全確保の棚等の設置に関する計画 ③堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	①堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に添付する	—

6	土砂流出防止措置の設計書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①鋼矢板の設計書</li> <li>②土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画</li> <li>③土石の傾斜部の安定化に関する計画</li> </ul>	①土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合、に添付する	—
7	地盤調査報告書		①土石の崩壊防止措置及び土砂流出防止措置の設計に用いた地盤調査結果を添付する	—
8	求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区域全体の求積図</li> <li>②土石の堆積を行う土地の部分の求積図</li> </ul>		—
9	盛土規制法調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①位置図</li> <li>②公図の写し</li> <li>③土地利用計画図</li> <li>④調書</li> <li>⑤その他必要な図(構台や鋼矢板等があり、土地利用計画図のみでは表現が不足する場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①許可申請時は、A3 サイズを提出すること</li> <li>②許可書交付時は、原図(和紙) A1 サイズ 1 部及び原図のコピーA1 サイズ 1 部を提出すること</li> <li>③調書は、区所定の様式を使用すること (P69 参照)</li> </ul>	
10	その他区長が必要と認めた書類			

#### (4) 工事着手時の手続き

工事に着手した場合は、以下の書類を提出してください。

##### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	工事着手届		①規則別記第 10 号様式を使用すること (P57 参照)	—
2	標識の設置状況を明らかにする写真		①近景及び全景により標識の設置状況が分かるものであること	—
3	防災計画平面図		①施工中の災害防止措置(土砂流出のための側溝等)を記載すること	1/500 以上
4	工事の工程を示す書類	①工事の工程	①許可対象の工事について記載すること	—
5	緊急時における連絡方法	①緊急時の連絡先等		—

### (5) 中間検査の手続き

政令又は条例で定められた特定工程を含む工事については、当該特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に以下の書類を提出してください。工事写真や各種試験結果等で提出できるものがあれば、申請に先立ち提出してください。

#### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	中間検査申請書		①省令別記第 13 号様式を使用すること (P39 参照)	—
2	特定工程に係る工事の内容を明示した土地利用計画図等		①検査対象部分分かるように明示すること	1/500 以上
3	工事写真、各種試験結果等の書類			—

### (6) 完了検査の手続き

許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から四日以内に以下の書類を提出してください。工事写真や各種試験結果等で提出できるものがあれば、申請に先立ち提出してください。

#### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	完了検査申請書		①土地の形質変更に関する工事の場合は、省令別記第 9 号様式を使用すること (P37 参照) ②土石の堆積に関する工事の場合は、省令別記第 11 号様式を使用すること (P38 参照)	—
2	工事写真や各種試験結果等の書類			—

### (7) 定期報告の手続き

定期報告が要する規模の工事は、工事着手から 3 カ月ごとに以下の書類を提出してください。

#### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	定期報告書		①規則別記第 14 号様式を使用すること (P61 参照)	—
2	工事写真等		①盛土又は切土している土地及びその付近の状況を明らかにする写真等 ②土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真等	—

## (8) 変更等の手続き

許可に係る工事の計画を変更する場合は、以下の書類を提出してください。

### 1)変更の許可申請等

[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	変更許可申請書 (変更協議申出書)		(変更許可の場合) ①土地の形質変更に関する工事の場合は、省令別記第7号様式又は規則別記第6号様式を使用すること (P33、53 参照) ②土石の堆積に関する工事の場合は、省令別記第8号様式又は規則別記第7号様式を使用すること (P35、55 参照)	-
	軽微な変更の届出書		(軽微な変更の場合) ①規則別記第2号様式を使用すること (P47 参照)	
	申請書類修正申告書		(申請書類修正申告の場合) ①規則別記第13号様式を使用すること (P60 参照)	
2	委任状	①代理人住所、氏名、電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合、添付する。 ②許可申請又は協議申出時に提出した委任状の内容が本申請等にも適用できる場合は、その写し。	-
3	変更説明書	①変更内容 ②変更理由	①申請書に記入できる場合は省略できる。	-
4	変更内容を示す図面等		①変更前後の図面を添付し、内容を対比できるようにすること。	

### 2)地位の承継

一般承継を行う場合、軽微な変更として変更手続きを行ってください。

特定承継を行う場合、改めて工事の許可を受けなければなりません。

## (9) 工事の廃止等の手続き

### 1) 許可申請の取下

[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	許可申請の取下届		①規則別記第 11 号様式を使用すること (P58 参照)	—
2	委任状	①代理人住所、氏名、電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合、添付する。 ②許可申請又は協議申出時に提出した委任状の内容が本申請等にも適用できる場合は、その写し。	—

### 2) 工事の廃止

[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	工事の廃止届		①規則別記第 12 号様式を使用すること (P59 参照)	—
2	委任状	①代理人住所、氏名、電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合、添付する。 ②許可申請又は協議申出時に提出した委任状の内容が本申請等にも適用できる場合は、その写し。	—
3	写真	①工事現場の防災上の措置の状況を明らかにする写真	①工事現場の防災上の措置が必要な場合は添付すること	—

#### 4. 申請手数料

申請における手数料は以下のとおりです。

##### (1) 土地の形質変更の申請手数料

土地の形質変更		
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項)		
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料
	500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 20,000 円
	500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 34,000 円
	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 54,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 89,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 123,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 201,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> を超え、40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 220,000 円
	40,000 m <sup>2</sup> を超え、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 275,000 円
	70,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 364,000 円
	100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1 件につき 533,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項)		
	1 件につき、アからウまでの合計額。ただし、合計額が 533,000 円を超えるときは、533,000 円	
	項目	手数料
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額
	ウ その他の変更	15,000 円

(2) 土石の堆積の申請手数料

土石の堆積		
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項)		
	土石の堆積をする土地の面積	手数料
	500 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 18,000 円
	500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 28,000 円
	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 35,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 54,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 66,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 121,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> を超え、40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 134,000 円
	40,000 m <sup>2</sup> を超え、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 163,000 円
	70,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件につき 207,000 円
	100,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1 件につき 292,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項)		
	1 件につき、アからウまでの合計額。ただし、合計額が 292,000 円を超えるときは、292,000 円	
	項目	手数料
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額
	ウ その他の変更	15,000 円

(3) その他の手続手数料

その他の手続		
項目	手数料	
法第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付(省令第 88 条)	1 通につき	900 円
盛土規制法調書の写しの交付(条例第 5 条第 3 項) (A1 証明)	1 通につき	700 円
盛土規制法調書の写しの交付(条例第 5 条第 3 項) (A3 縮小)	1 通につき	300 円

## 5. その他の手続き

### (1) 規制区域指定の際の工事の届出

規制区域の指定の際、当該区域内において許可対象となる工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。

#### 1) 土地の形質変更に関する工事の届出

##### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書		①省令別記第 15 号様式を使用すること (P40 参照)	—
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①届出行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)	—
3	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000 以上
4	現況図・地形図	①区域の境界 (区域の辺長) ②地形・地盤高さ (区域内・隣接地・道路等) ③既存建築物・工作物の位置及び形状 ④方位	①等高線は、2mの標高差を示すものとする	1/2,500 以上
5	土地利用計画図	①区域の境界 (区域の辺長) ②地盤高さ (区域内・隣接地・道路等) ③予定建築物の位置及び形状 ④法面、擁壁等の位置及び形状 ⑤排水施設の位置及び形状 ⑥方位	①造成計画高さ及び現況地盤高さを併記すること ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ 1.0m を超える範囲を明示すること ③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること	1/1,000 以上
6	求積図	①区域全体の求積図 ②盛土及び切土をする土地の部分の求積図		—
7	現況写真	①盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	* 下記に該当する規模の工事のみ添付すること ① 盛土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの ② 当該切土をした土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずることとなるもの ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5m を超える崖を生ずることとなるもの ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高	—

			さが5mを超えるもの ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土 又は切土で、土地の面積が 3,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	
--	--	--	---	--

## 2) 土石の堆積に関する工事の届出

### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	土石の堆積に関する工事の届出書		①省令別記第 16 号様式を使用すること (P41 参照)	—
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①届出行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)	—
3	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000 以上
4	現況図・地形図	①区域の境界 (区域の辺長) ②地形・地盤高さ (区域内・隣接地・道路等) ③既存建築物・工作物の位置及び形状 ④方位	①等高線は、2mの標高差を示すものとする こと	1/2,500 以上
5	土地利用計画図	①区域の境界 (区域の辺長) ②地盤高さ (区域内・隣接地・道路等) ③作業構台等の位置及び形状 ④空地の位置 ⑤棚等の位置及び形状 ⑥排水施設 (側溝等) の位置及び形状 ⑦土砂の流出防止措置 ⑧方位	①土石の堆積高さ及び現況地盤高さを併記すること ②土石の堆積部分は赤色に着色し、高さ 1.0 m を超える範囲を明示すること	1/500 以上
6	求積図	①区域全体の求積図 ②土石の堆積を行う土地の部分の求積図		—
7	現況写真	①土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	* 下記に該当する規模の工事のみ添付すること ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	—

## (2) 擁壁等を除却する工事の届出

擁壁等を除却するなどの届出が必要な内容の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届出書を提出してください。

### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	擁壁等に関する工 事の届出書		①省令別記第 17 号様式を使用すること (P42 参照)	—
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①届出行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)	—
3	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000 以上
4	現況写真	①除却する擁壁等及びその付 近の状況を明らかにする写 真		

## (3) 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に届出書を提出してください。

### [1 部提出]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	公共施設用地の転 用の届出書		①省令別記第 18 号様式を使用すること (P43 参照)	—
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①届出行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)	—
3	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①計画地を着色等により明示すること	1/10,000 以上
4	現況写真	①公共施設用地及びその付 近の状況を明らかにする写 真		

#### (4) 適合証明書の交付申請

適合証明書の交付を求める場合は、以下の資料を提出してください。

[正・副 2部]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
1	適合証明書交付申請書		①規則別記第 18 号様式を使用すること (P62 参照)	—
2	委任状	①代理人住所・氏名 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付すること ②区所定の様式を使用してよい (HP 参照)	—
3	その他の書類		①交付対象ごとに必要となる書類が異なるため、審査基準を参照してください。	

## 6. 様式集